

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第15報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年2月28日 厚生労働省告示第54号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和5年2月28日 保医発0228第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早391		上から22行目	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～181 (略)</p> <p>182 経カテーテル人工生体弁セット</p> <p>(1) バルーン拡張型人工生体弁セット</p> <p>① 期限付改良加算なし 4,510,000円</p> <p>② 期限付改良加算あり 4,720,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>注ア～ウ (略)</p> <p>183～221 (略)</p>	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～181 (略)</p> <p>182 経カテーテル人工生体弁セット</p> <p>(1) バルーン拡張型人工生体弁セット 4,510,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>注ア～ウ (略)</p> <p>183～221 (略)</p>	字句挿入
早398		下から9行目	<p>222 体外フォトフェレーシスキット 189,000円</p>	(新設)	字句挿入
811	右	上から6行目	<p>J041-2 血球成分除去療法(1日につき)</p> <p>(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬、関節症性乾癬又は移植片対宿主病(GVHD)患者に対して次のアからキまでのとおり実施した場合に算定できる。</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>J041-2 血球成分除去療法(1日につき)</p> <p>(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアからカまでのとおり実施した場合に算定できる。</p> <p>ア～カ (略)</p>	字句挿入
812	右	上から19行目	<p>キ ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病(GVHD)患者に対しては、臨床症状の改善又はステロイドの減量を目的として行った場合に限り、関連学会の指針に沿って一連につき24週間31回を限度として算定する。なお、医学的な必要性から一連につき24週間31回を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	